

枚方市・京田辺市における可燃ごみ広域処理の進捗状況について

広域処理推進課

1. 政策等の背景・目的及び効果

枚方市・京田辺市（以下「構成市」という。）における可燃ごみ広域処理については、令和7年度（2025年度）末の可燃ごみ広域処理施設（以下「新施設」という。）の完成・稼働に併せ、枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）が新施設及び東部清掃工場焼却施設の管理運営を開始するため、施設の建設のみを規定した枚方京田辺環境施設組合同規約（以下「組合同規約」という。）について、構成市の協議による変更が必要となります。

このため、構成市では、枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、協議を進めてきたところですが、今般、組合同規約の変更内容等について、一定の方向性が整理されたことから、協議の進捗状況について報告を行うものです。

2. 内容

(1) 協議状況

組合が、可燃ごみの中間処理施設の管理運営事務を処理できるようにするため、組合規約の変更内容に係る協議を行うとともに、当該手続きに係るスケジュールについても協議を行い、次のとおり進めることについて確認を行いました。

- ① 資料1 枚方京田辺環境施設組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- ② 資料2 可燃ごみ広域処理 全体スケジュール (案)

3. 実施時期等 (今後のスケジュール)

- ・ 令和7年3月 組合規約変更に係る議案提出
- ・ 令和7年4月 総務省に規約変更申請
- ・ 令和7年6月 総務大臣許可 (見込み)
- ・ 令和8年(2026年)3月 可燃ごみ広域処理の開始予定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

(1) 総合計画

基本目標 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち

施策目標25 ごみを減らし、資源の循環が進むまち

計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進 4 自治体間の広域連携や地方分権の推進を図ります



(2) 一般廃棄物処理基本計画

第4章 基本理念・基本方向と目標達成に向けた施策等

基本方向 3 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築

第5章 計画の推進 第2節 広域連携の推進

5. 関係法令・条例等

(1) 地方自治法

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 枚方京田辺環境施設組合規約

枚方京田辺環境施設組合の共同処理する事務及び規約の変更について

枚方京田辺環境施設組合において、令和8年3月31日から可燃ごみの中間処理を行うための施設（以下「施設」という。）の管理運営事務を共同処理できるよう、組合規約の一部を変更しようとするものである。

現行の組合規約	
第1条（組合の名称）	
第2条（組合を組織する地方公共団体）	
第3条（組合の共同処理する事務） 組合は、関係市で発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行うための施設の設置に関する事務（施設に係る用地の取得及び粗造成に関する事務を除く。）を共同処理する。	
第4条（組合の事務所の位置） 組合の事務所は、大阪府枚方市大字尊延寺2949番地に置く。	
第5条（組合の議会の組織）	
第6条（組合議員の選挙）	
第7条（議長及び副議長）	
第8条（組合の執行機関の組織及び選任の方法）	
第9条（組合の監査委員）	
第10条（組合経費の支弁の方法） 組合の経費は、関係市の負担金及びその他の収入をもって充てる。 2 前項の負担金は、別表の経費区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の負担割合の欄に定める割合により関係市が負担する。 別表（第10条関係）	
経費区分	負担割合
施設建設経費	均等割 10/100
	計画可燃ごみ量割 90/100
議会関係経費	議員選出数割 100/100

変更内容・理由

「施設の管理運営に関する事務」を加える。

【理由】組合が施設の管理運営事務を処理できるようにするため。

新施設の所在地である「京都府京田辺市田辺ボケ谷18番地2」とする。

【理由】新施設内に事務所を移転するため。

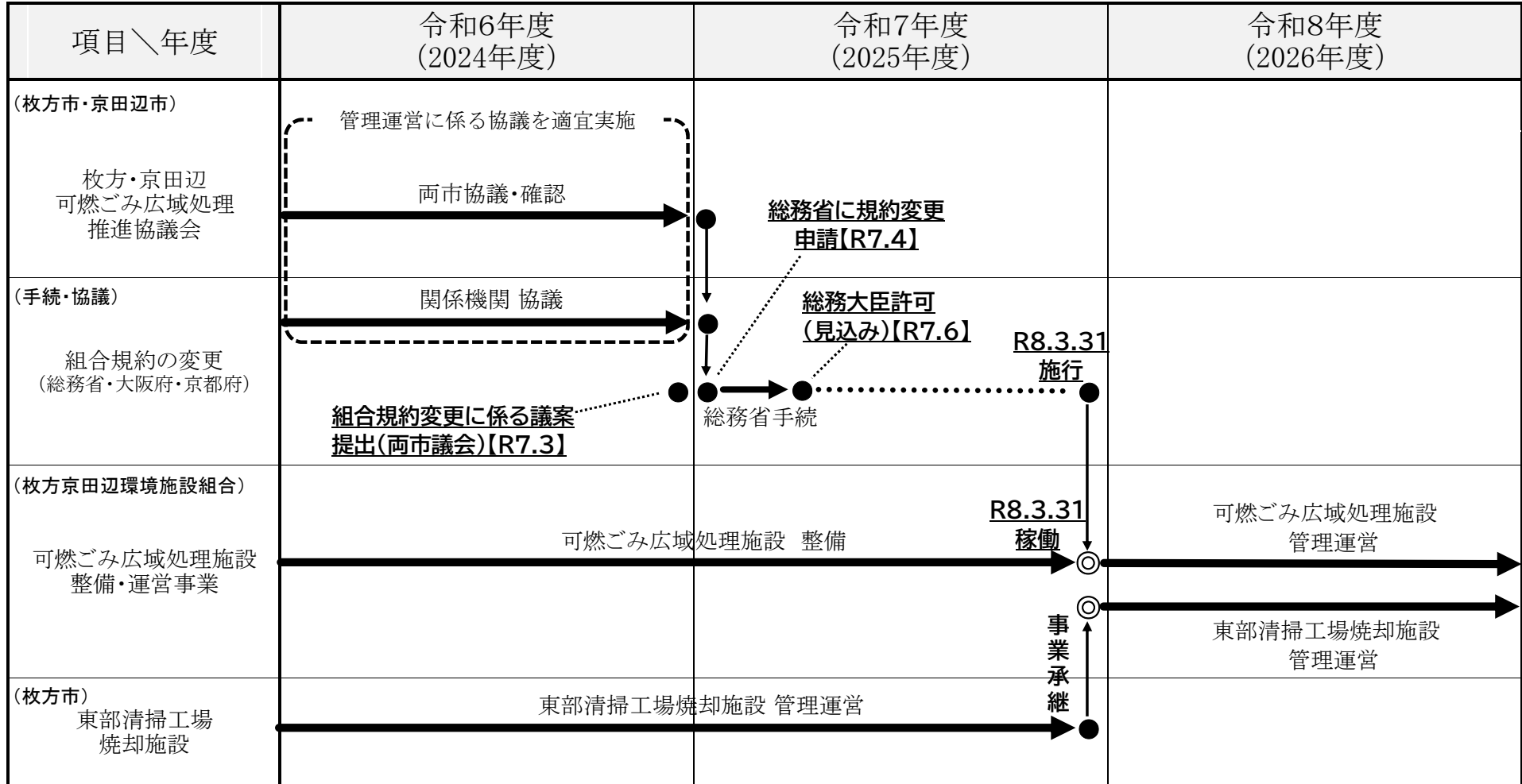
「施設管理運営経費」を新たに設け、その負担割合は「搬入可燃ごみ量割 100分の100」とする。

【理由】施設の管理運営事務に係る経費の支弁の方法について、規定する必要があるため。

※施行日 令和8年3月31日

可燃ごみ広域処理 全体スケジュール(案)

R6.11



※ 可燃ごみ広域処理 全体スケジュールは予定であり、今後の事務の進捗状況によって前後することがある。